

令和元年度 京都府入札制度等検討委員会（第2回） 議事概要

開催日時及び場所	令和2年3月11日（水） 午前10時30分～正午 ホテルルビノ京都堀川	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>くすのき</small> 楠 <small>しげき</small> 茂樹（上智大学法科大学院教授） 委員 <small>いしづ</small> 石津 <small>ともあき</small> 友啓（京都経営者協会専務理事） 委員 <small>かわかつ</small> 川勝 <small>たけし</small> 健志（京都府立大学公共政策学部教授） 委員 <small>たかはた</small> 高畠 <small>じゆんこ</small> 淳子（京都産業大学法学部教授） 委員 <small>つねみね</small> 常峰 <small>かずこ</small> 和子（公認会計士） 委員 <small>みたに</small> 三谷 <small>しげる</small> 茂（記者(元京都新聞論説委員)） 委員 <small>やました</small> 山下 <small>のぶこ</small> 信子（弁護士）	
議 事 概 要	1 開会 [あいさつ（佃総務部副部長）] 2 議事 公契約大綱の見直しについて ◇国が制定した新・担い手3法について報告するとともに、府の建設業を取巻く現状を報告し、公契約大綱の見直しについて、委員から意見を聴取した。 ◇各委員から出された意見を踏まえ公契約大綱の見直しを進め、次回委員会で更に意見聴取することとした。	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

2 議事

公契約大綱の見直しについて

意見・質問	回 答 等
◇参考資料1 ページ目の品確法 § 7(1) 本文にある「調査等」とは誰が行うのか。また「調査等」とはどういったものか。	◇「調査等」とは今回の改正により新たに品確法の対象となった、測量や設計等のことで、発注機関側が別途発注して行うものです。
◇参考資料2 ページ目の入契法適正化指針に「適切に設計図書の変更を行う」とあるが、これは契約当事者である府と請負業者が主語という認識でよいか。	◇そのとおりです。
◇建設業の就業者数のグラフがあるが、この就業者数には、建設業者全てが含まれているのか。建設業者ではあるが、製造業を本業としているような業者の従業員数も全て含まれるのか。	◇このグラフの出典である総務省の労働力調査で、建設業者とされた業者を対象としており、製造業を本業とする業者は含まれていません。
◇府の平準化のグラフについて、4月に500件ほどあるが、これは4月に新たに契約した件数か、前年度から工事が継続している契約も全て含んでいるのか。 また、仮に含んでいるとするならば、新たに契約した件数と継続している件数の比率はどうか。	◇前年度から4月に継続している工事も全て含みます。 具体的な件数・比率は把握していませんが、4月に発注する工事は非常に少ないため、継続しているものが大半になっています。
◇若年者の減少について、主要な原因は何だと分析しているか。京都府特有の原因はあるか。	◇京都府として特別な背景はないと考えていますが、全国に比べ小規模事業者が大半を占め、大手のゼネコンなどがほとんどいないことも、若手の入職者が少ないことに一定の関係が伺えます。 この点については、入札契約制度による対応だけでは限界があるため、業界団体とも連携を図った建設業の魅力向上のプロジェクトなどにより総合的に取り組んでいるところです。
◇人手不足、特に若手の入職者の不足は	

以前から問題となっていた。構造的な問題ということもあり、簡単に解決できるものではないが、できる限り早急に対応する必要があるため、急ぎ検討を進めてもらいたい。

◇具体的に実行していく取組内容は、今後検討していくということによいか。

◇若手の担い手不足については重要な課題となっているが、公契約大綱に新しく項目を立てないのか。

◇長時間労働の問題については、労働政策として労働基準監督署などが取り組むもので、公契約大綱の中で対策を示すのは難しい。
その中で何か他の機関と連携してこの問題に取り組む予定があるか。

◇工期に対して現場での作業期間が短いものがあり、尋ねると他の工事も請負っているため、工期が作業期間に対して長くなっているということがあった。適正な工期を設定したとしても、余裕ができた期間は別現場での作業を行うなどとなり、意味がない可能性がある。現場の状況を知った上で改正していく必要がある。

◇現時点で年度末に終了する工事が非常に多く、平準化は進めていく必要があると思う。大綱に記載がされていないということがないよう、しっかりと計画を立てて進めてほしい。

◇国から示された取組内容を踏まえ、府の取組を具体化していきます。

◇公契約大綱の見直しにおいては、公契約における受発注者関係の更なる適正化等を図る観点から、従事者の休日を考慮した適正工期の設定などの取組を追加することとしております。
こうしたことを通じて、建設労働者の働き方改革を促進する環境整備に資するとともに、新しい入職者の獲得については、業界及び学校の教員と連携して進めている「建設業の魅力向上プロジェクト」などで取り組んでいるところです。

◇現場で働く方々の安全確保や労働環境について定めた建設職人基本法に基づく京都府計画の年度内策定に向け、府の労働部局や労働局、業界や現場で働く方々の団体とも連携して取り組んでいるところです。

◇行政は単年度会計であることから年度末を工期末とする工事が非常に多くなっておりましたが、最近では議会の議決を得た上で債務負担行為や明許繰越を積極的に活用し、年度をまたいだ工期設定を行っているところです。

◇施工時期の平準化は早急に進めてもらいたいと現場からも聞いている。

◇週休2日について、業者からは色々な意見がある。下請中心の中小企業はもとから土曜日は休日ではないとのことで、さらに小規模の個人事業者については収入が減るため土曜日を休日としたいという意見もある。

また、京都府発注の工事だと、夏休みやGW、お盆なども府の休日に合わせるため、連休を確保できないとの意見もある。

◇元請業者の技術者は平日は現場に出ているため、休みの日に書類作成に追われているとの意見があり、実質的な週休2日のためには書類の簡素化が必要と思われる。

◇土木一式、建築一式工事の入札が不調となると、それに後続する電気、管工事の工期にしわ寄せが来ることになるため、そちらの工期もしっかりと設定してほしい。

◇生産性の向上に関して、工事写真のIT化は効果があるが、電子化工事写真のアルバム化や編集は手作業であるため、その点の見直しも希望している。また、国交省のNETISは便利ではあるが、ピンポイントな内容のため、全体の工期を短くするには十分とは言えない。

◇平準化については、工期末の設定とともに、発注時期の問題もある。第3、4四半期に発注時期が集中していることや、4月契約が難しい現状など、発

用地買収等の手続により、秋ごろの発注になってしまうものも含め、施工時期の平準化が図られるよう努めてまいります。

◇現在は受注者希望型で「週休2日制工事」の試行に取り組んでおり、希望された場合は週休2日の実施状況に応じて経費を増加させる変更契約を行うこととしています。

週休2日について様々な考え方があることは承知しておりますが、建設業全体の働き方改革を促進する上で、近い将来に週休2日を実現することが大きな流れになっているものと考えています。

◇工事関係書類の簡素化については、業界団体からも以前から意見をいただいております。勉強会なども開きながら少しずつ削減・簡素化を図ってきたところです。

工事関係書類は、施設等の維持管理に必要となるため、抜本的になくすことはできませんが、提出を省略し検査時の提示のみとすることや、電子化等による簡素化に、引き続き取り組んでいきます。

◇IT化を促進するためには、経費面や技術面の課題がありますが、府としてはIT技術を活用した工事に対して工事成績評定の加点を行うなど、事業者の取組を促しているところです。

注時期についても大胆に見直していく必要がある。

◇担い手の確保について、週休2日や社会保障の面も重要だが、発注量や利益的な面も課題がある。売上等が不安定なイメージや今後の見通しが不安であること、一攫千金といえるほど利益が大きいわけではないことも問題。一方で、入札を原則とする以上、全者に安定的に受注させるというわけにもいかないため、業者の経営の安定と入札制度の公平性のバランスが課題となる。この点については国の政策に囚われず、かつて国に先行して総合評価方式の改正を進めたように、京都府独自の方式が何かあればと思う。

◇国内では新規建設が少ないため維持管理が中心となっているが、業者からすると利益が少なく、建設業の未来が明るくないというのが大前提となっている。カナダではいくつかの維持管理工事を組合わせて利益を出すような方式を取っていると聞く。

◇災害時の対応について、他府県での事例で、災害復旧工事で業者の余裕がなく、同時期に発注した一般的な工事が不調・不落となるケースがあった。京都府でもこういった事例はあったのか。また、あった際にはどのように対応したのか。

◇一般的な事業の工事と災害復旧工事を同一タイミングで発注しないという対応ということか。

◇京都府でも昨年そういった事例がありました。平成29年、30年と連続して災害が発生し、今年度復旧工事が大量に発注されたため、特に南丹以北で秋ごろに不調が多く発生しました。対応としては、一般の工事に比べて災害復旧工事は不人気ですので、一般の工事は後回しで発注したり、同一案件で2回3回と不調が発生した場合は随意契約で発注するなどの対応を行いました。

◇当初は、細かい災害復旧工事をまとめて発注ロットを大きくして配置する技術者を一人で済ませるようしたり、仕様を見直して逆に参加可能業者の等級を小さくしたりするなどの工夫で対応しましたが、今年度の秋ごろに関しては先ほど申し上げ

げたような対応となりました。